

社会福祉法人芳香会奨学金制度要綱

この要綱は社会福祉法人芳香会が認めた者について、資格取得の為に必要な学費等を貸与する制度(社会福祉法人芳香会奨学金制度)について定めたものである。

1 奨学金貸与対象資格

- (1) 准看護師
- (2) 看護師
- (3) 理学療法士
- (4) 作業療法士
- (5) 介護福祉士
- (6) その他社会福祉法人芳香会が認めた資格

2 奨学金貸与対象者

上記に定める資格取得を希望する、在職者並びにその他の者のうち、社会福祉法人芳香会が認めた者

3 奨学金貸与対象

- (1) 入学金
- (2) 学費

4 在学中の身分

資格取得の方法によって異なるが、

- (1) 在職しながらの場合は、配属先所属長が定める。
- (2) 在職しない場合は、社会福祉法人芳香会理事長が定める。

5 奨学金の返還

奨学金は卒業後別途定める期間内に別途定める方法により社会福祉法人芳香会に返還するものとする。

ただし、次の場合には奨学金の貸与を打ち切り、貸与済みの奨学金の全額を直ちに返還するものとする。

- (1) 奨学生の自己の都合によって中途退学した場合
- (2) 怠学、成績不良で資格取得の見込が立たない場合
- (3) 資格が取得できなかった場合
- (4) その他合理的理由により、社会福祉法人芳香会が奨学生としてふさわしくないと認めた者

6 奨学金の返還免除

卒業後別途定める期間、取得した資格職として社会福祉法人芳香会の設置運営する施設等に別紙定める期間勤務した者は、貸与した奨学金を返還免除とする。

7 その他

社会福祉法人芳香会奨学金制度の運用については、この要綱に定める者の他、詳細については奨学金毎に別途定めるものとする。

8 付 則

この要綱は平成8年4月1日から施行する。

平成11年4月1日 改正

平成17年1月5日 改正

平成20年10月15日 改正